



ビジネスパートナー向け
行動規範

Simplifying Progress

SARTORIUS

ビジネスパートナー向け行動規範

Sartoriusにとって、サステナビリティとは、お客様、投資家、ビジネスパートナー、従業員、社会、そして天然資源に対して、長期的な責任を果たしながら事業を運営することを意味します。

当社は国連グローバル・コンパクトの署名企業であり、人権、労働、環境および腐敗防止に関するグローバル・コンパクトの10原則の実践に取り組んでいます。Sartoriusは、国際人権章典（特に世界人権宣言）、OECD多国籍企業行動指針、ならびに国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に示された価値を尊重し、その実施を支持しています。当社は、ビジネスパートナー、特にサプライヤーの皆様にも、これらと同様の姿勢で行動していただくことを期待しています。

本行動規範は、これらの原則を日常業務においてどのように実践すべきかについて、共通の理解を形成することを目的として策定されました。

本「ビジネスパートナー向け行動規範」（以下「本行動規範」といいます）に定める原則を遵守することは、Sartoriusとビジネスパートナーとの取引関係に影響を与えるものであり、例えばサプライヤーの評価や選定における重要な要素となります。本行動規範における「ビジネスパートナー」には、サプライヤー、販売業者、サービス提供者、販売代理店、契約先、営業代理人、ブローカー、コンサルタントおよびそれらの従業員、代理人、代表者が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

1.労働



自由意思による雇用

Sartoriusは、職業を自由に選択する権利を尊重します。当社の事業活動の範囲内においても、またサプライヤーの影響が及ぶ範囲内においても、強制労働、本人の意思に反する囚人労働、その他労働者に対する違法な労働の強要、あらゆる形態の奴隷労働、農奴制、債務労働または人身取引を容認しません。したがって、従業員は、適用される予告期間を遵守することを条件として、雇用関係を自由に終了することができます。パスポート、その他の身分証明書または就労許可証を取り上げるなど、いかなる強制的措置も認められません。



児童労働の禁止

Sartoriusおよび当社のバリューチェーンでは、児童労働およびあらゆる形態の児童搾取を禁止します。児童労働の定義は、国連グローバル・コンパクトおよび国際労働機関（ILO）の原則に基づきます。現地の法令により、労働者の法定最低年齢がより高く定められている場合、またはより長い義務教育期間が定められている場合には、より高い年齢基準を適用します。若年労働者には特別な保護が必要であることを尊重します。



公正な処遇と機会均等

当社のビジネスパートナーは、従業員が公正かつ差別なく扱われる労働環境を整備しなければなりません。また、非人道的な扱い、またはそのような扱いを行うとの脅しを容認してはなりません。当社は、体罰、精神的または身体的な強制、脅迫、侮辱、その他の威圧的行為を容認しません。これには、性的なものを含むハラスメントおよび虐待も含まれます。

当社のビジネスパートナーは、従業員の機会均等および平等な処遇を推進し、差別的な行為を防止することが求められます。特に人材の採用および雇用において、性別、国籍、民族的または社会的出身、肌の色、思想、宗教、年齢、障害、外見、性的指向および性自認、政治的意見、または婚姻状況を理由として、いかなる者も不利益に扱ったり、優遇したり、排除したりしてはなりません。

2.職場における安全衛生

当社のビジネスパートナーは、すべての生産拠点において安全な労働環境を確保するとともに、会社が提供するすべての居住施設において、従業員の健康を損なうことのない安全な生活環境を確保しなければなりません。また、関連法令に適合した安全衛生マネジメントシステムを導入するものとします。

安全衛生上の予防措置

職場におけるすべての機械的、化学的および生物学的な危険、ならびに設備やインフラの使用に伴うリスクを特定・評価・文書化しなければなりません。従業員を保護するため、適切な措置を講じる必要があります。文書化された計画は定期的に見直し、必要に応じて更新するものとします。

情報提供および研修

特定されたすべての危険について、関係する従業員に安全情報を提供しなければなりません。また、従業員の業務に伴う危険に応じた必須研修を実施し、その実施内容を文書化するものとします。

運用および保守

当社のビジネスパートナーは、すべての設備について適切な保守と安全な運用を確保するために必要なプロセスを整備し、必要なリソースを確保しなければなりません。



3.環境

Sartoriusは、ビジネスパートナーが自らの事業活動およびバリューチェーン全体において、環境への負荷を最小限に抑え、天然資源の保護に貢献する責任ある事業活動を行うことを期待しています。

当社のビジネスパートナーは、適用される環境関連法令を遵守するとともに、適切な組織体制および必要に応じて適切なマネジメントシステムに支えられた上で、特に化学物質、排出物、水、エネルギー、気候変動、資源、生物多様性および生態系に関する環境影響を管理するための適切な措置を講じることが期待されます。

コンプライアンス

当社のビジネスパートナーは、すべての環境関連法令および規制を遵守しなければなりません。必要な環境許可、登録および認可を取得し、それらを遵守しなければなりません。環境に関する報告は、関連する法令および規制の要件を満たさなければなりません。

化学薬品

当社のビジネスパートナーは、EU REACH規則をはじめとする化学物質関連法令の要件を含め、化学物質および各種物質に関するすべての適用法令を遵守することが期待されます。特に、有害物質または高懸念物質（SVHC：Substances of Very High Concern）に分類される物質については、十分な注意を払わなければなりません。

当社のビジネスパートナーは、これらの物質の使用に伴うリスクを適切に管理しなければなりません。また、技術的および経済的に実現可能な場合には、SVHCの使用を削減または代替することが望まれます。バリューチェーン全体において関連情報を透明性をもって共有し、協力することが期待されます。該当する場合には、ストックホルム条約の要件を含む残留性有機汚染物質（POP）に関する規制を遵守しなければなりません。

また、水銀および水銀化合物の使用・取扱いに関する適用要件を遵守しなければなりません。

大気・水域・土壌への排出

ビジネスパートナーは、大気、水域および土壌への排出（マイクロプラスチックを含む）に関するすべての適用法令ならびに許可条件および排出基準を遵守しなければなりません。当社のビジネスパートナーには、意図しない漏出を含め、環境汚染を防止・最小化し、環境への悪影響を軽減する方法で事業活動を行うことが期待されます。

環境事故や緊急事態に適切に対応できる体制を整備しなければなりません。

水

当社のビジネスパートナーは、取水、水利用および排水に関するすべての適用法令を遵守しなければなりません。

水質を保護しながら、水資源を責任ある方法で効率的に利用しなければなりません。

さらに、当社のビジネスパートナーは、重要または脆弱な水資源に関わる地域では、特に慎重な対応を行うことが期待されます。

エネルギー

当社のビジネスパートナーは、自社事業におけるエネルギー消費の削減に努めることが期待されます。

また、必要に応じて、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギーの利用拡大を推進することが奨励されます。

気候変動

当社のビジネスパートナーは、温室効果ガス排出量の削減に向けて合理的な努力を行わなければなりません。さらに、適用される法令および国際条約（パリ協定など）に従い、地球温暖化への影響を最小限に抑えるための措置を講じなければなりません。気候変動に関連するリスクおよび影響について考慮することが求められます。

資源

当社のビジネスパートナーは、天然資源および各種資材を責任ある方法で効率的に使用することが期待されます。これには、原材料使用量の削減、廃棄物の削減、および不要な資材ロスの防止が含まれます。

実現可能な場合には、リサイクル可能な材料、再使用可能な材料、再生材および再生可能資源由来の材料の利用を推進することが望まれます。

生物多様性および生態系

当社のビジネスパートナーは、生物多様性および生態系の保護に十分配慮して事業活動を行うことが期待されます。これには、必要に応じて、生態系、生息地および生物種への悪影響を回避または最小限に抑えることが含まれます。

生物多様性に関するリスクおよび影響について考慮することが求められます。

製品責任

製品責任とは、製品に適用される法令および各種規格・基準を遵守するとともに、製品の適切な取扱いに関する要求事項を定め、周知することを意味します。さらに、当社のビジネスパートナーは、環境負荷の少ない製品の利用および開発に取り組むものとします。

4. 倫理

法令を遵守することは、当社にとって当然の前提です。したがって、当社は、ビジネスパートナーが自らに適用される法令その他の関連する規則を遵守することを期待しています。

事業活動における誠実性

あらゆる形態の汚職、贈収賄、恐喝および横領は禁止されています。当社のビジネスパートナーはこれらを行ってはならず、また容認してはなりません。当社のビジネスパートナーは、第三者との取引において、個人、企業または公務員に対する不当な利益または便宜を約束、供与もしくは提供してはなりません。また、事業活動または行政との関係に不当に影響を及ぼそうとするその他の違法な行為に関与してはなりません。また、そのような者から不当な利益または便宜を受領または要求してはなりません。さらに、意思決定に影響を及ぼすことを目的として、個人、企業または公務員に対し、金銭を支払ったりその他の利益を供与したりすることも禁止されます。加えて、当社のビジネスパートナーは、Sartoriusの従業員またはその親族・関係者に対し、不当な贈答品等を提供することによって、契約の発注やその他の優遇措置に関する判断に影響を与えたり、与えようと試みてはなりません。これらの禁止事項は、当社のビジネスパートナー自身が直接行う場合だけでなく、第三者を介して間接的に行う場合にも適用されます。



はじめに	労働	安全衛生	環境	倫理	一般規則	ビジネスパートナーとの関係	懸念事項の報告	署名ページ
------	----	------	----	----	------	---------------	---------	-------

機密情報、知的財産およびデータ保護

当社のビジネスパートナーは、SartoriusまたはSartoriusを代理する者から提供されたすべての知的財産および機密情報、ならびにSartoriusのために収集、保存および処理される個人データ（以下、総称して「情報」といいます）について、データ保護法および越境データ移転に関する法令を含む適用法令ならびに契約上合意された条件に従い、適切かつ責任ある方法で取り扱わなければなりません。当社のビジネスパートナーは、情報への偶発的、不正または違法なアクセス、開示、破壊、利用または改ざんを防止するため、法令に適合した技術的・組織的なセキュリティ方針および手順を含む、必要なあらゆる保護措置を講じなければなりません。また、技術または専門知識を移転もしくは共有する場合には、知的財産権を保護するとともに、適用法令および契約上合意された条件を遵守する方法で実施しなければなりません。

利益相反

当社のビジネスパートナーには、Sartoriusとの利益相反を生じさせる、またはそのように見なされる可能性のあるSartorius従業員またはその親族・関係者との関係を避けることが期待されています。利益相反に該当する可能性のあるSartorius従業員との関係または親族関係がある場合には、それを開示しなければなりません。

貿易関連法令の遵守

当社のビジネスパートナーは、輸出管理、輸入管理、税関関連要件、制裁措置および経済制裁を含む、適用されるすべての貿易関連法令を遵守しなければなりません。また、政府が公表する取引制限対象者リストまたは禁止対象者リストに掲載されている相手方とは取引を行ってはいけません。

警備部隊の利用および強制立ち退き

当社のビジネスパートナーは、企業の保護を目的として民間または公的な警備部隊を利用する場合であっても、その利用が過度な暴力や拷問などにより適用される人権、基本的人権または労働法令に違反するものであってはなりません。また、当社のビジネスパートナーは、土地、森林および水域の取得、開発またはその他の利用を目的とした、あらゆる違法な立ち退きおよび収用には反対しなければなりません。

紛争鉱物

当社のビジネスパートナーは、鉱物を責任ある方法で調達することを保証し、紛争地域を原産地とする基礎鉱物またはその派生物に由来する金属を含み、それらが武装勢力への資金提供もしくは支援、または人権侵害に直接もしくは間接的に寄与している製品をSartoriusに供給してはなりません。

マネーロンダリングの防止

当社のビジネスパートナーは、自らの事業活動が関係する法域におけるマネーロンダリング防止法令、規則およびガイドラインに基づく財務記録の作成および報告義務を遵守して行われるよう確保しなければなりません。資金の出所が合法である信用できる取引先とのみ取引を行うために、必要なあらゆる措置を講じなければなりません。

動物福祉

動物は尊重して取り扱わなければならない、動物実験は必要最小限にとどめなければなりません。適切な代替手法が存在しない場合には、使用する動物数を最小限に抑えるものとします。さらに、使用する動物の苦痛およびストレスも最小限に抑えなければなりません。

テクノロジーおよびAI

当社のビジネスパートナーは、人工知能（「AI」）を含むテクノロジーを、適用法令の遵守、人権の尊重、プライバシーの保護、データセキュリティの確保、および差別やバイアスの回避を含め、倫理的かつ責任ある方法で開発および利用しなければなりません。



5.一般的な行動規範

義務および責任

当社のビジネスパートナーは、本行動規範に基づく要求事項および期待事項を遵守する義務を果たすため、例えば必要な人員、設備、資金その他の適切なリソースを確保しなければなりません。

法令およびその他の要求事項

当社のビジネスパートナーは、適用されるすべての法令、規制、許可、認可、ライセンスその他の法的要求事項、一般に認められた基準、および契約上の取り決めを遵守しなければなりません。

リスク評価およびリスク管理

当社のビジネスパートナーは、本行動規範で取り上げる各分野に関するリスクを特定、評価および管理するとともに、適用される法令の遵守を確保するためのプロセスを整備しなければなりません。

文書化

本行動規範に定める原則および要求事項ならびに適用される法令・規制の遵守状況については、適切な形で、かつ検証可能な文書として記録しなければなりません。

研修

当社のビジネスパートナーは、予防的な取組みを推進するとともに、従業員およびビジネスパートナーが潜在的な危険やリスクを適時認識できるよう、意識向上に努めなければなりません。従業員および管理職は、本行動規範に定める要求事項を履行できるよう、それぞれの業務内容に応じた必須の教育および研修プログラムを受講しなければなりません。

事業継続

当社のビジネスパートナーは、Sartoriusとの事業活動に影響を及ぼす業務について、その継続を確保するための適切な計画を策定し、実施しなければなりません。

継続的改善

当社のビジネスパートナーは、本行動規範に定める期待事項への適合を確保するためのマネジメントシステムを整備しなければなりません。Sartoriusは、当社のビジネスパートナー自ら設定した目標に基づき継続的改善を推進するとともに、社内外で特定された不備を是正するための計画を策定し、その改善措置を実施することを期待しています。

6. ビジネスパートナーとの関係



Sartorius行動規範の遵守

当社は、ビジネスパートナーに対し、本行動規範に定める、ビジネスパートナーに適用される原則および要求事項に従って行動することを求めます。当社のビジネスパートナーは、自社の関連会社に対しても、本行動規範に定めるこれらの原則および要求事項を理解してもらうとともに、遵守させなければなりません。自社のサプライヤー、下請業者、サービス提供者およびその他のビジネスパートナーについても、本行動規範に定める原則および最低基準を遵守させるようにしなければなりません。



違反があった場合の措置

当社のビジネスパートナーは、本行動規範に定める原則または要求事項への違反を認識した場合には、速やかにSartoriusへ通知しなければなりません。また、その場合には、適切な是正措置を講じることが期待されます。Sartoriusは、本行動規範への違反が疑われる場合、ビジネスパートナーに対し、当該事案に関する情報の提供を求める権利を留保します。当社のビジネスパートナーが本行動規範に違反し、相当期間内に適切な是正措置を講じなかったことが確認された場合、Sartoriusは、特に契約を即時かつ無催告で解除することを含め、適切な法的措置を講じる権利を留保します。



遵守状況の確認

Sartoriusは、合理的な理由がある場合には、ビジネスパートナーの事業所において、自らまたはSartoriusが指定した第三者を通じて本行動規範に定める原則および要求事項の遵守状況を確認する権利を有します。これには、事前に合意した日時に、ビジネスパートナーの事業所で現地監査を実施する権利が含まれます。当社のビジネスパートナーは、要請があった場合には、本行動規範への適合を証明するために必要なすべての文書を提出しなければなりません。

7. 懸念事項の報告

当社のビジネスパートナーは、違法行為の疑いを秘密裏に報告できる連絡窓口を設けなければなりません。報告があった場合には、必要な調査が実施され、必要に応じて適切な是正措置が講じられるものとします。当社のビジネスパートナーが、Sartoriusの従業員やSartoriusから委託を受けた者、またはSartoriusとの取引関係において、適用法令または本行動規範の原則に違反する行為を認識した場合には、その事実を不当な遅延なくSartoriusのCorporate Compliance Teamへ報告することが期待されます。当社のビジネスパートナーは、本ビジネスパートナー向け行動規範に関する懸念事項を報告するため、複数の言語に対応しているCorporate Compliance Teamへ24時間いつでも直接連絡することができます（匿名での連絡を含む）。Sartoriusは、このためにグローバルな報告チャネルを複数設置しています。内部通報制度の詳細については、Speak-Up PolicyおよびRules of Procedure for Whistleblowersをご参照ください。これらはいずれもsartorius.comに掲載されています。

コンプライアンスに関する報告窓口

当社のビジネスパートナーは、懸念事項を報告するため、複数の言語に対応しているCorporate Compliance Teamへ24時間いつでも直接連絡することができます（匿名での連絡を含む）。Sartoriusは、このためにグローバルおよび各地域の報告チャネルを複数設置しています。



懸念事項およびインシデントの報告窓口



署名ページ

当社は、本日付をもって効力を生じる「Sartoriusビジネスパートナー向け行動規範」を読み、その内容を十分に理解したこと、ならびにこれを遵守することに同意することをここに確認します。以上を証するため、本確認書は、以下に記載するSartoriusのビジネスパートナーの正当な権限を有する代表者によって署名されます。

会社の正式名称

会社の住所

署名者氏名

役職

署名地・日付

署名

Sartorius AG
Otto-Brenner-Straße 20
37079 Goettingen / ドイツ
電話: +49 551 308 0
ファックス: +49 551 308 3289

🌐 **その他のお問い合わせ先については、
www.sartorius.comをご覧ください。**